

大和川流域における雨水貯留浸透施設整備計画の認定基準

	認定の規準	根拠法令	大和川流域における考え方
①	雨水貯留浸透施設の規模	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第1号 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 ・施行規則第8条（雨水貯留浸透施設の規模） 法第十二条第一項第一号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為（法第三十条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。）の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量（以下この条において「特定貯留量」という。）が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害（法第二条第三項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第十一条において同じ。）の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。 	<p>【特定貯留量】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定貯留量は<u>30m³</u>以上とする
②	雨水貯留浸透施設の構造及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第2号 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ・施行規則第9条（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準） 法第十二条第一項第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 堅固で耐久力を有する構造であること。 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。 	<p>【構造】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート等の堅固で耐久力を有する構造のものであること ※素掘りの調整池は認定しない。 <p>【設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第30条に規定する雨水浸透阻害行為の対策工事によるものではない場合、許容放流量は大和川流域調整池技術基準又は大和川流域防災調整池等技術基準に基づくものであること ・地下式の場合は点検口を設け、立入による点検や維持管理ができる構造であること。立入が困難な地下施設の場合は、2箇所以上の点検口を設けるなど、点検や維持管理が可能な構造であること ・原則として、排水は自然流下方式であること ※排水方式がポンプ式の場合や排水に人為的な操作が必要な場合は認定しない
③	資金計画	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第3号 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 	<p>【資金計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費を提出すること ・特定貯留量にかかる工事費については、積み上げ積算を行い、算出根拠について確認ができるようにすること ※ 補助金申請の際に民間事業者が奈良県に提出する雨水貯留浸透施設の全体工事費および特定貯留量にかかる工事費の実績額は市町村の税担当部局と共有され、固定資産税算出の参考資料になります。
④	雨水貯留浸透施設の管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第4号 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 ・施行規則第10条（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準） 法第十二条第一項第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。 	<p>【管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災調整池等の維持に関する技術基準に基づき維持管理を行うこと
⑤	雨水貯留浸透施設の管理の期間	<ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第5号 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。 ・施行規則第11条（雨水貯留浸透施設の管理の期間） 法第十二条第一項第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。 	<p>【管理の期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の管理の期間に係る認定の基準は、<u>10年以上</u>とする

※ 本基準は法第12条に基づく認定の基準であり、法第30条に基づく雨水浸透阻害行為の許可基準に関しては従来の考え方に変更はありません。